

平成28年第2回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成28年4月13日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時40分

2 開催場所

尾張旭市役所3階 講堂1

3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 戸塚理人

委員 若杉 恵

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

行政経営課長 梅本宣孝

行政経営課法務文書係長 寺尾綾

行政経営課法務文書係主事 村上幸歩

7 会議に付した事件

第5号議案 尾張旭市公平委員会公印規則の一部改正について

第6号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

第7号議案 職員相談員の指名について

8 議事要旨

事務局（課長）	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、前の岡本浩委員の退任ということで、新たに3月議会で承認されました若杉恵委員に、4月から4年間、公平委員をお願いすることになりましたので御紹介します。</p> <p>（若杉委員挨拶）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>また、4月1日付け人事異動により事務職員の木上恒夫が梅本宣孝に、谷口洋祐が寺尾綾に交代となりましたので、よろしく申し上げます。</p> <p>（課長・係長 「よろしく申し上げます。」）</p> <p>本日の議案には、個人情報に含まれておりませんが、尾</p>
---------	---

事務局（課長）	<p>張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性 がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控 えることで、会議を公開とすることについて提案させてい ただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議事の進行については、委員長にお願いしま す。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たして おりますので、ただ今より平成 28 年第 2 回尾張旭市公平 委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元の次第のとおり、第 5 号議案 から第 7 号議案までの 3 議案です。議題について、事務局 から報告があるそうですので、お願いします。</p>
事務局（係長）	<p>例年、登録職員団体であります、尾張旭市教育労働者組 合から尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項 の規定による届出があり、「職員団体の申請書の記載事項 の変更登録について」を議題としております。組合に確認 しましたところ、今年は規約及び申請書の記載事項に変更 がなく、届出がございません。したがって、今回「職員団 体の申請書の記載事項の変更登録について」の議題はござ いませぬので、御報告いたします。</p>
委員長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>それでは第 5 号議案『尾張旭市公平委員会公印規則の一 部改正について』を議題とします。議案について、事務局 から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>はじめに資料の確認をさせていただきます。</p> <p>先日郵送しましたが、次第とホチキス綴じの第 5 号議案 から第 7 号議案と、本日配布いたしました「平成 28 年度 組織変更について」と関係法令等の資料でございます。</p>

事務局（係長）

それでは第5号議案『尾張旭市公平委員会公印規則の一部改正について』御説明いたします。この案は尾張旭市行政組織規則の一部改正に伴い、関連する部分について所要の改正を行おうとするものでございます。平成28年度の組織変更では、総務部が大きく再編されました。その内容につきまして、本日お配りしました資料「平成28年度組織変更について」により、御説明いたします。

2(1)総務部を御覧ください。1点目のアとして、行政課に契約検査課から契約部門を移管し、契約係を設置するとともに企画課の統計部門を移管いたしました。それらの事務移管に伴い、名称を行政課から総務課に変更いたしました。

2点目のイとして、財政課の財政係と行政課の法務文書係を再編し、新たに行政経営課を設置いたしました。

裏面になりますが、3点目のウとして、財政課の管財係と施設係を再編し、財産経営課を設置いたしました。あわせて管財係を財産経営係に名称変更し、契約検査課の用度係の統合と、行政課の庁舎管理部門を移管いたしました。

4点目のエとして、契約検査課の検査部門を再編し、検査課を設置いたしました。

以上4点が反映されたものが、エの下の新旧対照となった総務部の組織図でございます。

その他の組織変更として、産業課に全国植樹祭準備室を設置、消費生活相談室のセンター化、長寿課に長寿政策係の新設、消防本部総務課を消防総務課に名称変更いたしました。

以上が平成28年度の組織変更でございます。

これらを踏まえ、改正点は4点ございます。第5号議案の資料2枚目の例規制定・改廃の要旨を御覧ください。2制定改廃の主な内容にありますとおり、1点目としまして、公平委員会の公印の管守者である「行政課長」を「行政経営課長」に改める。2点目と3点目は、本市の例規作成上のルールに基づき、「すべて」と「つけて」を漢字に改める。4点目として、第8条中「第7条」とあるのを

事務局（係長）	<p>「前条」に改めるといった改正です。</p> <p>なお、参考資料の後ろに、現行の規則を添付しております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>組織変更に伴う課の名称変更ということですね。</p> <p>附則で、施行の日が、公布の日となっておりますが、実際の組織変更は平成28年4月1日であり、公布の日からでよいのでしょうか。</p>
若杉委員	<p>4月1日から委員会の日までに公平委員会の公印を使うようなことはあるのでしょうか。公平委員会の公印を使うことがあると、公印の管主者を行政課長から行政経営課長に変えています。施行の日が公布の日だと日にちのずれが生じてくるのではないのでしょうか。</p>
事務局（村上）	<p>公印は会議開催の通知文や事務職員の辞令交付に使用しています。</p>
若杉委員	<p>規則を4月1日に遡るようにした方がいいと思います。</p>
戸塚委員	<p>公印規則を見ると、従来の附則は全て4月1日から施行するとなっております。今回の議案では、公布の日となっております。組織改正の場合、4月1日から施行することはできないのでしょうか。</p>
事務局（村上）	<p>遡って施行させることはできないので、公布の日から施行して、4月1日から適用するというように適用日だけを遡らせるようにしますか。そうするためには、附則も書き換える必要があります。</p>
委員長	<p>附則を書き換える場合、どうなるのでしょうか。</p>
若杉委員	<p>4月1日から適用するということは、事後で、今日の日付で公平委員会が認めたということになると思います。</p>
戸塚委員	<p>それが可能であればそういう運用ができるといいと思います。</p>
事務局（係長）	<p>施行が公布の日からは変わりませんので、4月1日から適用するという形で附則を変えるということではいかかでしょうか。</p>

委員長	過去の附則は4月1日で全て揃っているのですが、4月1日に公平委員会の会議があったわけではないですよ。
事務局（課長）	規則改正の議案が3月にかけていけば、施行が4月1日に揃ってきます。
委員長	職制が変わるだろうということを見越して規則を変えておいて、変わった後同時に施行するという作り方ということですか。
若杉委員	それで実際変わらなかったら困りますね。
委員長	見込みで改正して、実際変わらなくても4月1日から施行してしまいますものね。
若杉委員	それを考えると遡って適用することができるなら、今回の方法でやるのがいいのかもしれない。
事務局（課長）	決まったので、それを受けて会議を開いて決めましたというのが自然なのかもしれません。ただし、適用だけは4月1日に遡りますというのは説明がつくと思います。
事務局（係長）	4月1日に間に合わせようということになると、内示がでてから、4月1日までの間の短い間に会議を開催しなければ、改正ができないということになってしまいます。
事務局（課長）	現実的ではなくなってきましたね。
戸塚委員	もっとも簡略な方法で、現実に沿った形でやれると一番いいですね。
事務局（係長）	それが、附則の部分で、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというような形の文章にするのが、一番整理が現実的だと思います。
若杉委員	自分は4月1日から新たに任命されていますので、3月だと前の委員の方に出席いただいてやらないと当然いけないわけですね。今後もそういうことがあるので、年度末ぎりぎりに会議を開いて変えることはせず、今回のような運用に改めた方がいいと思います。
委員長	ではそういう形に修正していいでしょうか。
戸塚委員	現実4月1日に動かなければならない内容ですので、この会議の日からというのは少し無理があるのかなと思います。

委員長	<p>それでは、公布の日から施行し、適用は平成28年4月1日という趣旨で、書き方はどのようにすればいいかはわかりませんが事務局で調べていただいて、この部分を修正した上で、尾張旭市公平委員会公印規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、規則を改正することとします。</p> <p>では、第6号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局(係長)	<p>第6号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』御説明いたします。</p> <p>この案も第5号議案同様、尾張旭市行政組織規則の一部改正に伴い、関連する部分について所要の改正を行おうとするものでございます。</p> <p>資料2枚目の例規制定・改廃の要旨を御覧ください。2制定改廃の主な内容にありますとおり、先に御説明いたしました総務部の再編により、1点目として、「行政課行政係長及び法務文書係長 財政課財政係長」を「総務課総務係長 行政経営課財政係長及び法務文書係長 財産経営課財産経営係長」に改める。2点目として、「行政課」を「行政経営課」に改める。その他組織変更とは別に、教育委員会事務局の職の並び順を、教育委員会事務局組織規則第5条の職制の表と合わせるといった改正です。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>こちら第5号議案の附則と同様の修正が必要ではないでしょうか。</p>

事務局（係長）	<p>ただ、この一部改正規則を遡って適用することによって不利益が生じる内容の場合には、遡及適用できないことになっています。遡及適用できるか、改めて検討の上、御連絡することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>それでは、遡及適用が可能であれば第5号議案と同様に附則を修正し、不可能であれば、原案のとおり、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、規則を改正することとします。</p> <p>では、第7号議案『職員相談員の指名について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>第7号議案「職員相談員の氏名について」御説明いたします。</p> <p>この案は、「尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則」第3条の規定により、苦情相談を受けて処理する者として指名する「苦情相談員」について、人事異動に伴い、変更するため必要があるからでございます。公平委員会の事務職員3名のうち、平成28年4月1日付け人事異動により事務職員の木上恒夫と谷口洋祐に替わり、新たに梅本宣孝と寺尾綾を指名しようとするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>これも4月1日からですね。</p>
事務局（課長）	<p>はい。</p>
若杉委員	<p>相談員は2名ということですか。</p>
事務局（係長）	<p>3名中2名を変更するということです。</p>
若杉委員	<p>なので、相談員は3名ですね。</p>
事務局（係長）	<p>はい。</p>

若杉委員	私はこの3名なんら問題もなく賛成ですが、全職員に対してこの3名が相談員であるということはどのように周知がされていますか。何を持って、私たちが相談員であるということをお知らせしていますか。
事務局（係長）	現状は、周知はされておられません。
若杉委員	しなくてもいいものでしょうか。職員が相談する窓口がわからないでは、困るのではないのでしょうか。
戸塚委員	もとは規則でしょうか。
事務局（係長）	はい。
戸塚委員	その規則は、周知はしないけれども見られる状態にはなっているのですか。
事務局（課長）	見られる状態にはなっています。
若杉委員	そうなのですね。何らかの形で職員が知ることができればいいと思います。それなら問題ありません。
戸塚委員	積極的に周知はしないにしても、規則を見ることは可能であるということですね。「尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則」の第3条で、職員相談員として指名することができるとありますので、指名はどなたですかと職員が聞けば、教えてくれるということですかね。
若杉委員	それならいいです。人事課にいけばわかりますね。
事務局（課長）	実際は人事課に相談にいったら、そこで解決しないとなると、そこで聞いてこちらに来られるというのが現実としてはあると思います。事例がないのでなんとも申し上げられないというのが現実ではあります。
若杉委員	職員が全然知るところがなくては困るなと思いました。
事務局（課長）	それはないと思います。
委員長	それでは、職員相談員の指名について、御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 御異議がないようですので、議案のとおり職員相談員を変更することとします。

委員長	では、次に第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。 事務局からは何かありますか。
事務局（課長）	特にございませぬ。
委員長	それでは、これを持ちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。

閉会后、事務局で、第5号議案及び第6号議案の附則の修正について、その書き方と遡及適用の可否を検討し、委員に確認後、規則を公布した。

第5号議案の附則については、遡及適用による不利益が生じないため、「この規則は、公布の日から施行し、改正後の尾張旭市公平委員会公印規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。」と修正した。

第6号議案の附則については、現状、尾張旭市職員の職員団体はないが、仮に職員団体があったとすると、この一部改正規則を遡って適用することは、団体の構成員にとって、不利益に働く場合があるため、原案のとおり「この規則は、公布の日から施行する。」とした。